官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委四二）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務四二一）　二
○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（同四二二）　二

その他告示

○国家公安委員会告示第四十二号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十七日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

1　名簿記載者公告番号ＱＩ―25（アブド・エル・カーデル・マフムード・モハメド・エッサイード（ABD EL KADER MAHMOUD MOHAMED EL SAYED））

(1)　変更前

名簿に記載された年月日　2002年４月24日（2004年11月26日、2007年６月７日、2011年５月16日、2019年５月１日、2021年11月15日及び2025年10月６日に改訂）

その他参考となるべき事項　Italian Fiscal Code（イタリア納税者番号）：SSYBLK62T26Z336L。2004年２月２日にイタリアで懲役８年の判決を受けた。イタリア当局による裁判から逃亡中と考えられている。2012年にアフガニスタンとパキスタンの国境地域において殺害されたと報告されている。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年４月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号（2015年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

(2)　変更後

名簿に記載された年月日　2002年４月24日（2004年11月26日、2007年６月７日、2011年５月16日、2019年５月１日、2021年11月15日、2025年10月６日及び10月21日に改訂）

その他参考となるべき事項　Italian Fiscal Code（イタリア納税者番号）：SSYBLK62T26Z336L。2004年２月２日にイタリアで懲役８年の判決を受けた。イタリア当局による裁判から逃亡中と考えられている。2012年に殺害されたと報告されている。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年４月22日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号（2015年）に基づく見直しは2019年２月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

○外務省告示第四百二十一号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第四百九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和七年十月二十一日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（ｂ）、第千三百三十三号８（ｃ）、第千三百九十号２（ａ）、第千九百八十八号１（ａ）、第千九百八十九号１（ａ）、第二千二百五十三号２（ａ）及び第二千二百五十五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正